

## 悪徳商法被害をなくすための割賦販売法改正を求める意見書

クレジット（割賦販売）は、代金後払いで商品が購入できる利便性により消費者に広く普及し、現代社会では欠かせないものになっている。

しかし一方で、契約書型クレジットにおいては訪問販売などによる強引・悪質な販売方法と結びつき、高額かつ深刻な被害を引き起こし、大きな社会問題になっている。年金暮らしの高齢者に対し、支払い能力を超えるリフォーム工事、呉服等の販売が繰り返されたり、年齢や性別を問わずマルチ商法、内職商法その他の詐欺的商法の被害が絶えないところである。

悪質商法をなくすためには、クレジットの過剰与信や不適正与信をなくすことが必要である。クレジット会社の責任において被害の防止と取引適正化を実現する法制度を整備し、消費者が安心して利用できるクレジット制度にすることが必要である。

よって、国において、割賦販売法改正にあたって下記事項の施策を講じるよう強く要望する。

### 記

#### 1〔実効的な過剰与信防止規定〕

顧客の支払い能力を超えるクレジット契約の過剰与信ができないように、クレジット会社に対して実効性のある制限を設けること。

#### 2〔不適正与信防止義務と既払金返還責任〕

クレジット会社には、悪質商法にクレジットが使われないようにする義務と支払った代金の返還について、販売業者と同じ責任を持たせること。

#### 3〔契約書型クレジットの開業規制〕

契約書型のクレジット業者にも登録制などの規制を設けること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成19年12月13日

埼玉県狭山市議会

提出先

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

経済産業大臣